

『第2回まちづくりアンケート調査』

にご協力お願いいたします！

はじめに

平素より荒川区政に対してご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
皆さまがお住まい（または土地や建物をお持ち）の地区は、古い木造建築物が密集し、大地震が発生した際に、建物の倒壊や大規模火災発生の高危険性が高いとされていることから、荒川区では災害に強いまちづくりに向けて取り組んでおります。

また、昨年10月から11月にかけて行った、今後のまちづくりを検討するための「まちづくりアンケート調査」には、多くの方々にご協力をいただき、ありがとうございました。アンケート結果は1月末頃に配布しました「おぐのかわら版」の他、荒川区ホームページに掲載しております。

この度、前回のアンケート調査結果をもとに、地域の更なる防災性の向上と良好な住環境の形成に向け、まちづくりのルール（地区計画）の導入について検討しており、第2回目のアンケート調査を実施させていただきます。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成30年3月 荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課
電話 03-3802-3111（内線：2829）

ご回答にあたってのお願い

回答方法は 郵送 または インターネット（電子申請） から行うことができます。

郵送の場合

同封のアンケート調査票に直接ご記入ください。

設問のうち多くは、あなたのお考えに最も近い選択肢の番号に「印」を付けるだけの簡単なものです。（ご記入をお願いする設問もありますので、各設問の指示に従ってください。）

アンケートは必要事項をご記入の上、同封した封筒に入れ、ポストにご投函ください。（切手は必要ありません。）

インターネット（電子申請）の場合

下記URLにアクセスして、ご回答ください。

接続料は利用者様の負担となります。

パソコン URL:

<http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/navi/procInfo.do?govCode=13118&acs=questionnaire2>

スマートフォン URL:

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/sform.do?acs=questionnaire2>

携帯電話 URL:

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/uketsuke/iform.do?acs=questionnaire2>



パソコン用



スマートフォン用



携帯電話用

回答期限：3月26日（月）まで

アンケート調査票

地区計画とは…

地区の良いところを守ったり、問題点を改善したりする方法のひとつに、「地区計画」があります。地区計画では地区の特性に応じて、建物や道路等に関するまちづくりのルールを定めることができ、地区計画が決定された場合、新たに建てる建物はルールに従い建築等を行うこととなります。

地区計画で定めることのできるルールについておたずねします

あなたがお住まいの（又は土地や建物をお持ちの）まちにおいて、まちづくりに関する以下のルールの必要性についてどのような考えをお持ちですか。～の項目について、**あなたの考えに最も近い番号1つに印をつけてください。**

ルール1：建物位置の制限

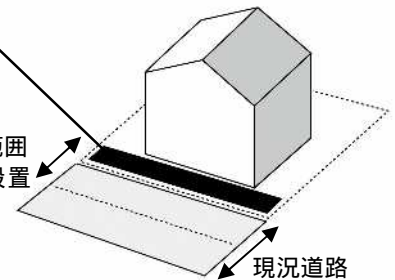
【解説】地域の主要となる道路の沿道において、道路境界線から壁面（工作物）の位置を一定程度後退することで、円滑な災害救助活動に有効な道路空間の確保や、良好な街並みを形成できます。

A. 建物や工作物の設置位置を制限することについて、どのようにお考えですか。

1. ルールのような制限は必要である
2. 制限をしなくてよい
3. どちらともいえない

壁面後退区域

【例】
道路中心から3mの範囲は建物や工作物の設置ができない



B. あなたの所有する土地や建物が面する道路の沿道で、上記のような建物位置の制限を行う場合、どのようにお考えですか。

1. 賛成する
2. 条件によっては賛成する
3. 反対する

ルール2：ブロック塀の制限

【解説】ブロック塀は震災時に倒壊し、道路を塞ぐ恐れがあるため、ブロック塀の設置を制限し、生垣やフェンスを設置することで、避難路の安全を確保できます。

A. 道路沿いにはブロック塀の設置を制限し、生垣やフェンスにすることについてどのようにお考えですか。

1. ルールのような制限は必要である
2. 制限をしなくてよい
3. どちらともいえない

フェンス



生垣

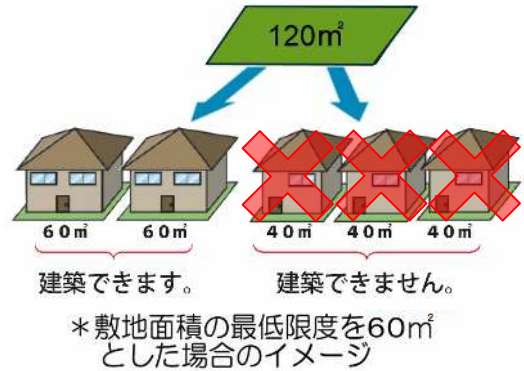


ルール3：敷地の最低限度

【解説】 敷地を新たに分割する場合に、その最低面積を定めることによって、小規模な住宅が密集して建つことを制限できます。ただし、現在の敷地面積が最低限度を下回っていても、新たに分割しなければ建て替えは可能とします。

A. 敷地を分割して建物を建てる際、敷地の大きさに最低限度を設けることについて、どのようにお考えですか。

1. ルールのような制限は必要である
2. 制限をしなくてよい
3. どちらともいえない

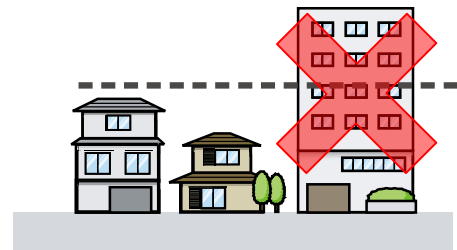


B. - Aで「1」を選択された方におたずねします。敷地面積の最低限度についてどの程度がよいとお考えですか。なお、本地区は50～60m²程度の敷地が最多となっています。

1. 最低限度は50～60m²程度がよい
2. 最低限度は50～60m²より広い面積で設定するのがよい
3. その他 ()

ルール4：建物の高さの制限

【解説】 一定以上の高さの建物が建つことを制限することで、周辺の街並みに配慮し、高い建物による圧迫感を軽減した街並みを形成できます。



A. 建物の高さを制限することについて、どのようにお考えですか。

1. 幹線道路沿い、住宅地など、それぞれの地区の実情に合わせて制限するのがよい。
2. 幹線道路沿い、住宅地を問わず制限を設けなくてよい。
3. その他 ()

ルール5：建物用途の制限

【解説】 例えば地区内では、性風俗施設など、地域の環境に調和しない建物が建つことを制限できます。

A. 建物の用途(使いみち)を制限することについて、どのようにお考えですか。

1. ルールのような制限は必要である
2. 制限をしなくてよい
3. どちらともいえない



B. - Aで「1」を選択された方におたずねします。どのような建物の用途を制限するのがよいとお考えですか。 具体的にご記入ください

【回答欄】

ルール6：建物の色彩・意匠の制限

【解説】 周辺の景観と調和の取れない建物が建つことを防ぐことができます。

A. 建物の屋根・外壁の色や広告物の設置について制限することについて、どのようにお考えですか。

1. ルールのような制限は必要である
2. 制限をしなくてよい
3. どちらともいえない



アンケート回答者の属性をおたずねします。

お住まい(土地や建物)について、あてはまるもの1つに 印をつけてください。

お住まいについて	土地について
	1 自己所有 2 共有所有(マンション等集合住宅の場合の区分所有も含む) 3 借地(借家のため間接的な借地の場合も含む)
お住まいについて	1 戸建て(持ち家)
	2 戸建て(借家)
	3 集合住宅(持ち家)
	4 集合住宅(借家)
	5 その他()

自由意見欄

<まちづくりについて日頃感じていることを、ご自由にお書きください>

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

お忙しい中、アンケートにご協力いただきありがとうございました



お寄せいただいた情報は、個人情報保護法に基づいて、慎重に取り扱うものであり、当地区のみまちづくりの検討以外に使用することはありません。また、アンケート調査の集計結果についてはニュース(『おぐのかわら版 防災まちづくりニュース』)を通じて報告する予定です。

お問合せ先

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 防災街づくり係
〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3(北庁舎 2F)
担当: 古川、松田
電話: 03-3802-3111(代表) 内線 2829

